

## 人権侵害からの救済体制について

R7.12 人権・男女共同参画課

### 1 救済体制の方向性

条例の制定により、従来から県が行ってきた人権相談、人権啓発、人権教育等の基本的な県の役割の充実を図るとともに、公かつ中立な立場で人権侵害からの速やかな救済を図るため、長野県人権オブズパーソンを主軸とする救済手段を構築するもの。

#### 《人権オブズパーソンの基本的事項》

- (1) 設置根拠 地方自治法第138条の4第3項に基づく知事の附属機関
- (2) 人数 5名以内（弁護士4名、法律学者1名を想定）
- (3) 任期 2年 再任可
- (4) 任命権者 長野県知事
- (5) 身分 非常勤の特別職（審議会委員と同じ）
- (6) 処遇 職務従事ごとに報酬で支払い
- (7) 事務局 長野県県民文化部人権・男女共同参画課（専門調査員を置くことができる）
- (8) 主な職務（調査及び救済手段）
  - ア 申立てを受けること
  - イ 是正要請又は削除要請を行うことを知事に勧告
  - ウ 県の機関に対する是正勧告
  - エ 知事が意見表明を行うに当たり意見を述べること
  - オ 人権侵害に係る事案等の調査
  - カ 地域の社会構造上の課題についての意見公表
  - キ 申立人への相談支援
  - ク 県の機関から人権に関する相談を受け、必要な助言を行うこと
- (9) 審議体制
  - ・ 5名のうち1名を「代表人権オブズパーソン」とし、メンバーの互選で選任
  - ・ 代表が選任する3名の合議により救済手段の審議にあたる（重要事項の審議は全員）

#### 《救済手段の実施》

- ・ 地方自治法の制約があるため、執行機関の附属機関に位置付けられる人権オブズパーソンは執行権を有しないので、県の機関以外への者に対して直接の要請や勧告をおこなうことができない。
- ・ そのため、本県の制度は、人権オブズパーソンの勧告を尊重して知事が要請や勧告等の救済手段を行うという制度設計をしている。
- ・ なお、県の機関に対しては、人権オブズパーソンが直接是正勧告等を行うことができる。

## 2 人権オンブズパーソンの特長

地方自治法などの法律の規定の範囲内でオンブズパーソン制度の利点を可能な限り取り込むことにより、次のような特長を備えるものとする。

- ① 合議制、知事による委嘱、解嘱事由の限定
- ② 独立した運営、中立で公正な判断に向けた仕組み
- ③ 申立てがなくても、職権による発意調査が可能
- ④ 合議による判断の安定性の確保
- ⑤ 専門性を生かしたインターネット上の誹謗中傷等への対応
- ⑥ 人権オンブズパーソンの判断を尊重した知事による救済手段の実施

## 3 他県の調整委員会による制度との比較（条例の規定に基づく分析・長野県調べ）

項目	他県調整委員会による制度	本県人権オンブズパーソン制度
定数	10人以内 等	5人 ※人権侵害行為の有無及び救済手段の要否については3人の合議で決定
委嘱者	知事	知事
救済（紛争解決）申立ての受付 ⇒手続開始判断	知事	人権オンブズパーソン
申立てによる調査実施	知事	人権オンブズパーソン
申立てによらない調査の実施 (発意の調査)	規定はない	人権オンブズパーソン
救済（紛争解決）申立てに 係る県との関わり	知事からの諮詢を受けて、 個別の事案につき調査審議の 上、知事に意見を述べる	条例に基づき直接申立てを受け付け、自ら事案を調査審議の上、 知事への勧告等を実施 ※知事は勧告を尊重する
救済（紛争解 決）手段の 種類	知事が行うも の	助言、説示、あっせん、勧告、 公表
	委員会又は人 権オンブズパ ーソンが行う もの	規定はない
救済（紛争解 決）手段の 実施主体	相手方が県の 機関	知事
	相手方が個人 又は事業者	知事
人権に関する地域社会構造上 の課題について意見公表	規定はない	人権オンブズパーソン
救済（紛争解決）の対象の違い	人種等の属性に基づく不当な 差別 (注) ・インターネットを通じて行 われるものは含まれない（別 の規定で対応）	インターネットを通じて行われることを含む人権侵害行為全般

## 4 長野県人権オブズパーソンの解説

### (1) 合議制、知事による委嘱、解嘱事由の限定

- 人権オブズパーソンの委嘱は知事が行うが、任期途中の解嘱は、非違行為等があるときなどに限る。身分の保障は、次項の独立した運営の基礎となる。
- 我が国の自治体では、オブズマンは執行機関の付属機関として位置付けられ、首長が委嘱する構成とされている。これは地方自治法上、他の位置づけが難しいからであり、法律の規定の範囲で、独立性を図るほかない。(国内で初めて制度を導入した川崎市は、「現行の地方自治法上、議会の附属機関としては議会事務局の設置しか認められておらず、議会の調査権をオブズマンなどの特定の役職や機関に委任することは予定されていないため、執行部に設置するほうが法律上難点が少ない」とまとめている。)

### (2) 独立した運営、中立で公正な判断に向けた仕組み

- 人権オブズパーソンには、兼職禁止指定を置き、政治的な中立性、県機関との利害関係がないこと等を要件とする。
- 調査で得られた証拠に基づく事実認定を重視し、事実認定がなされない事項については、判断を行わず打ち切るものとする。
- 委員会制度ではなくオブズマン制度としたことで、人権オブズパーソン主導の運営が行われる。例えば、人権オブズパーソンへの申立てを受け付けて人権侵害行為の有無を判断するのは、知事ではなく人権オブズパーソンである。
- 人権オブズパーソンの業務はその合議によって決定し実施される。知事は、人権オブズパーソンの判断に関与せず、その判断を尊重して救済手続を行う。

### (3) 調査、是正勧告、是正要請、削除要請、意見表明及び意見公表

- 三重県や佐賀県の制度と同様に調査や是正要請等の手段には強制力がない。したがって、加害者が民間人や民間事業者である場合には、事案が解決に至らない可能性も視野に入れつつ、差別や人権侵害が行われている現状を明らかにし、県民に向けてどのような行為が差別であるかを示すことに意義を見出すものである。
- 一方、加害者が県の機関である場合は、人権オブズパーソンの判断を尊重するように構成しており、人権オブズパーソンの調査や是正勧告に対応しないことや無視することは、そもそも想定外である。ゆえに規定も努力義務とはしていない。

### (4) 申立てがなくても、職権による発意調査が可能

- 先行自治体で導入されているオブズマン制度を参考に「発意調査」を規定し、加害者不明の場合や匿名の申立ての場合にも調査を開始する途を設けた。

### (5) 迅速で簡易な手続、判断の安定性の確保

- 被害者にとって、終局的な解決を図ることができる手段が他にある場合は、その手段による解決を促すことを第一に対応することで、県の手続によって被害者を更に疲弊させる事態とならないように配慮する。
- 具体的には、本県と同様に人権全般を対象とする三重県条例と同等の定めを置くことにより、他に解決手段がある事案や相談が尽くされていない事案については、申立てを受け付けない。

- 事実認定は時間の経過とともに困難となるため、1年以上前の事案については原則として対応しないものとするが、人権オンブズパーソンの判断で受け付ける余地を残している（不明であった加害者が判明した、繰り返し継続的な人権侵害を受けているなど）
- 人権オンブズパーソンの手続は、簡易性・迅速性を重視し、他に適切な解決手段（専門の相談窓口や終局的な解決方法）がある場合は、手続に着手しない。また着手後も必要に応じて手続を打ち切り、他の解決方法に引き継ぐものとする。
- 迅速な運営を企図するものであるが、職務は人権全般に及ぶため単独の事務処理ではなく、複数人の人権オンブズパーソンを委嘱し、専門性等に応じて3人で合議する体制を基本とする。

#### (6) インターネット上の人権侵害行為への対応

- インターネット上の人権侵害行為についても、人権オンブズパーソンが申立てを受け付け、人権侵害行為の有無を判断する。
- 任意調査により事実認定が可能となるかは事案次第であるが、「発意調査」は人権侵害の事実を把握しやすいインターネット上の人権侵害について対応するのに有効と考えられる。
- 先行自治体で導入されている「意見表明（知事が行う）」と「意見公表（人権オンブズパーソンが行う）」は、不当な差別の状況を明らかにすることもあり、相手方が不明の場合でも事実が確認できれば使用できると考えられるので、インターネット上の人権侵害についての救済手段として活用することが期待できる。

#### オンブズパーソンとは何か

スウェーデン語で代理人=オンブズマン（ombud 代表+man 人）を意味する。国内自治体では「オンブズパーソン」が使用される例が見られる。なお、原語のオンブズマンは「中性名詞」に当たるため、男女に関わらずオンブズマンとしても、ジェンダー上の配慮を欠くものとはならない。

#### オンブズマン制度の一般的特徴（スウェーデンの制度を研究したもの）

- ① 単独制であり、議会による任罷
- ② 政治的に独立した、公平な調査官
- ③ 権限は事実の調査と認定、批判、勧告、公表
- ④ 苦情を直接受理するとともに、職権で調査する権限
- ⑤ 直接的、略式的、迅速かつ安価な処理

「わが国におけるオンブズマン研究の歴史と現状」元山健 奈良教育大学紀要第29巻第1号 1978年（昭和55年）

長野県人権オンブズパーソンの概要（他の自治体制度との比較・長野県調べ）

R7.12 人権・男女共同参画課

項目	長野県 人権オンブズパーソン 条例全 36 条	川崎市 人権オンブズパーソン 条例全 27 条	国立市 子どもの人権オンブズ マン 条例全 37 条	川西市 子どもの人権オンブズ パーソン 条例全 22 条	長野市 子どもオンブズパーソン 条例全 29 条	三重県 差別解消調整委員会 条例全 27 条
所掌事項	人権侵害行為全般 ・人権侵害行為 ・インターネット上の誹謗中傷等を含む	子どもの人権 男女平等	子どもの人権	子どもの人権	子どもの人権	人権侵害行為全般 ・人権侵害行為 ・インターネット上の 誹謗中傷等を含ま ない。
人数	5人以内	2人	2人	3人以上5人以下	3人以内	10人以内
代表	代表オンブズパーソン	代表オンブズパーソン	代表オンブズマン	代表オンブズパーソン	一	委員長
委嘱者	知事	市長 議会の同意	市長 議会の同意	市長	市長	知事
解嘱者	知事	市長 議会の同意	市長 意に反するとき は議会の同意	市長	市長	規定はない
資格	人格が高潔で、社会的信 望が厚く、人権問題に関 し優れた識見を有する者	人格が高潔で社会的信 望が厚く、人権問題に関 し優れた識見を有する 者	人格が高潔で社会的信 望が厚く、行政*及び子 どもの人権問題に関し 優れた識見を有する者	人格が高潔で、社会的信 望が厚く、子どもの人権 問題に関し優れた識見 を有する者	人格が高潔で、社会的信 望が厚く、子どもの人権 問題に関し優れた識見 を有する者	調整委員会の権限に属 する事項に関し公正な 判断をすることができ、 かつ、人権に関して高い 識見及び豊かな経験を 有する者
責務	県民の人権擁護 公平な職務の遂行 事案を踏まえた職務  利害関係不可 政治的目的不可 守秘義務	市民の人権擁護 公平な職務の遂行 事案を踏まえた職務 関係機関との連携  政治的目的不可 守秘義務	子どもの人権擁護 公平な職務の遂行 関係機関との連携  政治的目的不可 守秘義務	子どもの人権擁護 公平な職務の遂行 関係機関との連携  政治的目的不可 守秘義務	規定はない※	知事が助言、説示又はあ っせんを行うに当たり 必要があると認めるとき は、諮問に応える。
兼職禁止	国会議員、地方議員 政治団体役員 行政委員会の委員 条例設置審議会の委員 利害関係企業役員…等	国会議員、地方議員 政治団体役員	国会議員、地方議員 政治団体役員 行政委員会の委員	国会議員、地方議員 政治団体役員 行政委員会の委員	規定はない※	規定はない

項目	長野県 人権オンブズパーソン 条例全 36 条	川崎市 人権オンブズパーソン 条例全 27 条	国立市 子どもの人権オンブズ マン 条例全 37 条	川西市 子どもの人権オンブズ パーソン 条例全 22 条	長野市 子どもオンブズパーソン 条例全 29 条	三重県 差別解消調整委員会 条例全 27 条
事務局	事務局を置く。 専門調査員を置ける※。	事務局を置く。 専門調査員を置く。	事務局を置く。 専門調査員を置ける。	事務局を置く。 調査相談専門員を置く。	規定はない※	事務局の存在が前提 (規定はない)
調査	申立てに基づく調査 発意の調査	申立てに基づく調査 発意の調査	申立てに基づく調査 発意の調査	申立てに基づく調査 発意の調査	規定はない※	申立てに基づく調査 (主体は「知事」)
職務	救済	是正勧告→県の機関 是正要請 →県民 事業者 削除要請 →事業者 発信者 意見表明 →誰でも 不特定可 相談に対する支援	勧告→市の機関 是正要請 →事業者*	勧告→市の機関	勧告→市の機関	勧告→市の機関 是正要請→市の機関以 外
	公表	勧告等の実施 個人情報に配慮する	勧告等の実施 個人情報に配慮する	勧告等の実施 個人情報に配慮する	勧告等の実施 個人情報に配慮する	助言 説示 あっせん 勧告
所掌外事項	裁判等により確定 裁判等で係争中  法令であっせん等可能 行政不服審査が可能 他の条例で手続が可能 行為の日から 1 年経過 犯罪捜査の対象 人権オンブズパーソンの 行為に関する事項	裁決等により確定  議会に請願・陳情中	裁判等により確定 裁判等で係争中  法令又は条例の規定に による不服申立て可能	（規則も含めて該当す る規定がない。）	規定はない※	裁判等により確定 裁判等で係争中  法令であっせん等可能 行政不服審査が可能 県条例の手続が可能 行為の日から 3 年経過 犯罪捜査の対象 差別事象に係る相手方 (加害者) が不明確 インターネット上の人 権侵害 (←解説)
報告	年度※ごとの運営状況を 人権政策審議会に報告	毎年の運営状況を 市長と議会に報告	毎年の運営状況を 市長と議会に報告	毎年の運営状況を 市長に報告	毎年の運営状況を 市長に報告	規定はない
備考	専門相談員はできる規定 報告は「年度ごと」	事業者とは、一定の条件 を満たした福祉事業者 のみを指す。	資格に「行政」が入るの は、一般オンブズマンを 兼ねるから。		実施に必要な多くの規 定が不足。規則で補うも のと見込まれる。	